

第1節 災害情報収集・伝達計画

災害応急対策計画は、災対法第50条第1項の趣旨を達成するため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急救助を行う等災害の拡大を防止するための計画であり、同上第2項に定める災害応急対策の実施責任者が実施するものである。

災害予防対策及び災害応急対策を実施するために必要な災害情報、被害状況報告等の収集及び伝達等に関する計画は、次に定めるところによる。

1 平時の情報交換

防災関係機関は、災害の予測・予知や研究を推進するため、それぞれの機関が保有する計測・観測データや危険情報などの災害予測に資する情報を相互に交換するものとする。また、これらの情報の活用に向け、情報の共有化のための通信ネットワークのデジタル化を推進するとともに、大容量通信ネットワークに対応したシステムの構築に努めるものとともにシステムの多様化・多重化を努めるものとする。

町及び防災関係機関は、要配慮者、災害により孤立する危険のある地域の被災者、市街地における帰宅困難者等情報の入手が困難な被災者等に対しても、確実な情報伝達ができるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

2 情報及び被害状況報告の収集及び伝達

災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）の収集及び伝達は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となるものである。

北海道、町及び防災関係機関は、それぞれが有する情報組織や通信ネットワーク等を活用し、迅速かつ的確な災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。

また、被災地における情報の迅速かつ正確な収集及び伝達を行うための情報の収集・連絡システムのIT化などに努めるものとする。

(1) 災害情報等の収集及び連絡

ア 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講じるとともに、その状況を関係機関の長に伝達するものとする。

イ 災害情報等の伝達・連絡体制は、「第3章第3節 気象業務に関する計画」に準じるものとする。

(2) 北海道への通報

町及び防災関係機関は、災害発生後の情報等について、次により後志総合振興局長に通報する。

ア 災害の状況及び応急対策の概要……災害発生後速やかに

イ 災害対策本部の設置……設置後直ちに

ウ 被害の概要及び応急復旧の見通し…被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時

エ 被害の確定報告……被害状況が確定したとき

(3) 町の通報

ア 町は、119番通報の殺到状況時には、その状況等を道及び国（消防庁）に報告するものとする。

イ 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、当該情報を迅速に後志総合振興局長及び国（消防庁）に報告するように努める。

(4) 北海道への被害状況報告

ア 町長は、災害が発生したときは、「災害情報等報告取扱要領」（別記）に基づき後志総合振興局長に連絡する。

ただし、消防庁速報基準に該当する火災・災害のうち一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報については、直接消防庁に報告するものとする。なお、消防庁長官から要請があった場合については、第一報後の報告については、引き続き消防庁に報告するものとする。

イ 町長は、通信の途絶等により知事に報告することができない場合は、直接国（消防庁）へ報告するものとする。

別記

災害情報等報告取扱要領

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、次に定めるところにより災害情報及び被害状況（以下「災害情報等」という。）を後志総合振興局長に報告するものとする。

1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害又は住家被害が発生したもの
- (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で本町の被害が軽微であっても総合振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの
- (5) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの
- (6) その他特に指示があった災害

2 報告の種類及び内容

(1) 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、様式1により速やかに報告すること。この場合、災害の経過に応じ、把握した事項を逐次報告すること。

(2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く）については除くものとする。

ア 速報

被害発生後直ちに様式2により報告すること。

イ 中間報告

被害状況が判明次第、様式2により報告すること。なお、報告内容に変更が生じたときは、その都度報告すること。ただし、報告の時期について特に指示があった場合はその指示によること。

ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に別表2の様式により報告すること。

(3) その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

3 報告の方法

(1) 災害情報及び被害状況報告（速報・中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。

(2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書により速やかに報告するものとする。

4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表のとおりとする。

様式1

災 害 情 報				
報 告 日 時	月 日 時現在	発 受 信 日 時	月 日 時 分	
発 信 機 関		受 信 機 関		
発 信 担 当 者		受 信 担 当 者		
発 生 場 所				
発 生 日 時	月 日 時 分	災 害 の 原 因		
気 象 等 の 状 況	雨 河 川 水 量 潮 位 の 位 高 風 そ の 速 他			
ラ イ フ ラ イ ン 等 の 状 況	道 電 水 路 (飲 料 水) 話 電 そ の 道 気 他			
(1) 災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況	(名 称) (設 置 日 時) 月 日 時 分 設 置 (名 称) (設 置 日 時) 月 日 時 分 設 置			
(2) 災 害 救 助 法 の 適 用 の 状 況	(地 区 名)	(被 害 棟 数)	(罹 災 世 帯)	(罹 災 人 員)
	(救 助 実 施 内 容)			

応急措置の状況	(3) 避難の状況		地区名	避難所等	人数	時間
		自主避難				
		避難勧告				
		避難指示				
	(4) 自衛隊派遣 要請の状況					
	(5) その他措置の 状況					
	(6) 応急対策 出動人員	(7) 出動人員		(イ) 主な活動状況		
		市町村職員	名			
		消防職員	名			
		消防団員	名			
その他(住民等)		名				
	計	名				
その他	(今後の見通し等)					

注) 欄に記入しきれない場合は、適宜別様に記載し報告すること。

被害状況報告（速報・中間・最終）

						月 日現在						
災害発生日時			月 日 時 分		災害の原因							
災害発生の場所												
発信	機関名					受信	機関名					
	職・氏名						職・氏名					
	発信日時		月 日 時 分				着信日時		月 日 時 分			
項目			件数	被害金額等(千円)		項目			件数	被害金額等(千円)		
①人的被害	死者	人		氏名・性別等の情報は別紙補足資料で報告		農業施設	箇所					
	行方不明者	人				共同利用施設	箇所					
	重傷	人				営農施設	箇所					
	軽傷	人				畜産被害	箇所					
	計	人				その他	箇所					
②住宅被害	全壊	棟			⑤土木被害	道工事	河川	箇所				
		世帯					海岸	箇所				
		人					砂防設備	箇所				
	半壊	棟					地すべり	箇所				
		世帯					急傾斜地	箇所				
		人					道路	箇所				
	一部破損	棟					橋梁	箇所				
		世帯					小計	箇所				
		人				市町村	河川	箇所				
	床上浸水	棟				道路	箇所					
		世帯				橋梁	箇所					
		人				小計	箇所					
	床下浸水	棟				港湾	箇所					
		世帯				漁港	箇所					
		人				下水道	箇所					
計	棟			公園	箇所							
	世帯			崖崩れ	箇所							
	人			計								
③非住家被害	全壊	公共建物	棟		⑥水産被害	漁船	沈没流出	隻				
		その他	棟				破損	隻				
	半壊	公共建物	棟				漁港施設	箇所				
		その他	棟			共同利用施設	箇所					
	計	公共建物	棟			その他施設	箇所					
その他	棟			漁具(網)	件							
④農業被害	農地	田	流失埋没	ha		水産製品	件					
			浸冠水	ha		計						
		畑	流失埋没	ha								
			浸冠水	ha								
	農作物	田	ha									
		畑	ha									

項 目			件数	被害金額 等(千円)	項 目			件数	被害金額 等(千円)	
⑦ 林業被害	道有林	林地	箇所		⑩ 公立 文教 施設 被害	小学校	箇所			
		治山施設	箇所			中学校	箇所			
		林道	箇所			高等学校	箇所			
		林産物	箇所			その他の 文教施設	箇所			
		その他	箇所			計	箇所			
	一般民有林	林地	箇所		社会教育施設被害	箇所				
		治山施設	箇所		⑪ 社会 福祉 施設 被害	公立	箇所			
		林道	箇所			法人	箇所			
		林産物	箇所			計	箇所			
		その他	箇所		⑫ その他	被害船舶 (漁船除く)	箇所			
小計	箇所		水道	箇所						
計					電話	箇所				
⑧ 衛生被害	水道		箇所		電気	箇所				
	病院	公立	箇所		ガス	箇所				
		個人	箇所		ブロック塀	箇所				
	清掃 施設	一般廃棄物	箇所		都市施設	箇所				
		し尿処理	箇所		計	箇所				
火葬場		箇所								
計										
⑨ 商工被害	商業		件		被害総額					
	工業		件							
	その他		件							
	計			件						
公共施設被害市町村数			団体		火災 発生	建物		件		
り災世帯数			世帯			危険物		件		
り災者数			人			その他		件		
消防職員出動延人数			人		消防団員出動延べ人数				人	
災害対策 本部の 設置状況	北海道(総合振興局)									
	市町村名		名称			設置日時		廃止日時		
災害救助法 適用 市町村数										
補足資料(別葉で報告)										

被害の判定基準表

被害区分		判定基準等
人的被害	死者	<p>当該災害が原因で死亡した遺体を確認したもの。又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実なもの</p> <p>(1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。</p> <p>(2) A町のものが隣接のB町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、B町の死亡者として取り扱う(行方不明、重傷、軽傷についても同じ)</p> <p>(3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること</p>
	行方不明	<p>当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照</p>
	重傷者	<p>災害のため負傷し、1ヵ月以上医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの</p> <p>(1) 負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1ヵ月以上に及ぶものを重傷者とする</p> <p>(2) 死者欄の(2)(3)を参照</p>
	軽傷者	<p>災害のため負傷し、1ヵ月未満の医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの</p> <p>(1) 負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1ヵ月未満であるものを軽傷者とする</p> <p>(2) 死者欄(2)(3)を参照</p>
住家の被害	住家	<p>現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない</p> <p>(1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす</p> <p>(2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること</p> <p>(3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする</p>
	世帯	<p>生活を一つにしている実際の生活単位。寄宿舍、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舍等を1世帯とする</p> <p>(1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする</p>
	全壊	<p>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積が住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない</p>
	半壊	<p>住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または半壊住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない</p>

被害区分		判定基準等
住家の被害	一部破損	全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建物を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない
	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋(畳、建具を含む)が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない
非住家の被害	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする (1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう (3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う (4) 被害額の算出は、住家に準ずる	
農業被害	農地	農地被害は、田畑が流失・埋没等のため農耕に適さなくなった状態をいう。 (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流出した状態をいう (2) 埋没とは粒径1mm以下にあつては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあつては5cm以上流入した状態をいう (3) 埋没等の等とは、地震による土地の隆起、陥没又は干ばつ等をいう。 (4) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、農耕を維持するための最少限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない
	農作物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう (2) 倒伏とは、風のため相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう (3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、畜舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう
	畜産	施設以外の畜産被害で、家畜、畜産物の被害をいう
その他	上記以外の農業被害、果樹(果実は含まない)草地畜産物等をいう	

被害区分		判定基準等
土木被害	河川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること
	海岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること
	砂防設備	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること
	地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること
	道路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること
	橋梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること
	港湾	港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう
	漁港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設
	下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路
公園	都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの	
水産被害	漁船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう
	その他施設	上記施設で個人（団体、会社も含む）所有のものをいう
	漁具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう
	水産製品	加工品、その他の製品をいう

被 害 区 分		判 定 基 準 等
林業被害	林 地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう
	治山施設	既設の治山施設等をいう
	林 道	林業経営基盤整備の施設道路をいう
	林 産 物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう
	そ の 他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設(飯場、作業路を含む)等をいう
衛生被害	水 道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう
	病 院	病院、診療所、助産所等をいう
	清 掃 施 設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう
	火 葬 場	火葬場をいう
商業被害	商 業	商品、原材料等をいう
	工 業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう
公 立 文 教 施 設 被 害	公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、幼稚園等をいう(私学関係はその他の項目で扱う。)	
社 会 教 育 施 設 被 害	図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設	
社 会 福 祉 施 設 等 被 害	老人福祉施設、身体障害者(児)福祉施設、知的障害者(児)福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障害者社会復帰施設をいう	
その他	鉄 道 不 通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう
	鉄 道 施 設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう
	被 害 船 舶 (漁船除く)	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう
	空 港	空港法第5条第1項の規定による空港をいう
	水道(戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう
	電話(戸数)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう
	電気(戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう
	ガス(戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう
	ブ ロ ッ ク 塀 等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう
	都 市 施 設	街路等の都市施設をいう
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの

3 災害通信計画

災害時における防災関係機関相互の通信連絡は、東日本電信電話(株)等の公衆通信設備や防災関係機関が設置した通信設備を使用するものとする。

なお、災害によりそれらの通信設備が使用できない場合は、次の方法により通信連絡を行うものとする。

(1) 電話による通信

電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するものとする。

なお、災害時優先電話は、発信は優先扱いされるが、着信については通常電話と同じ扱いとなることに留意すること。

(2) 電報による通信

【非常及び緊急扱いの電報】

非常扱いの電報	天災、事変その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のため必要な事項を内容とする電報
緊急扱いの電報	非常扱いの電報を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報。なお、非常扱いの電報は緊急扱いの電報より優先する

ア 非常・緊急電報の利用方法

(ア) 115番(局番なし)をダイヤルしNTTコミュニケータを呼び出す

(イ) NTTコミュニケータが出たら

① 非常及び緊急扱いの電話の申込みと告げる。

② あらかじめ指定した登録電話番号と機関名を告げる。

(ウ) 届出先、通信文等を申し出る。

イ 電気通信事業法及び東日本電信電話(株)の契約約款に定める電報内容、機関等

(ア) 非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

【非常扱いの電報】

電報の内容	機関等
非常扱いの通話と同じ	非常扱いの通話と同じ

(イ) 緊急扱いの電報は、次の事項の内容とする電報を次の機関において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

【緊急扱いの電報】

電報の内容	機関等
船舶内の傷病者の医療について指示を受け又は指示を与えるために必要な事項	船舶と別に定めた病院相互間
他は緊急扱いの通話と同じ	他は緊急扱いの通話と同じ

(3) 公衆通信設備以外の通信

ア 寿都町防災行政無線

イ 寿都町高速無線施設によるIP電話等

ウ 北海道総合行政ネットワークによる通信

エ 北海道地方非常通信協議会加入無線局等による通信

前記ア及びイに掲げる通信施設を使用又は利用して通信を行うことができないとき、若しくは通信を行うことが著しく困難であるときは、北海道地方非常通信協議会加入無線局等を利用する。

(4) 通信途絶時等における措置

前記に掲げる各通信系をもって通信を行うことができないとき、又は著しく困難であるときは、関係機関等の通信設備を活用するなど臨機応変の措置を講じて通信の確保を図るものとする。

第2節 災害広報・情報提供計画

災害時においては、被災地住民をはじめとして町民、報道機関等に対して正確な情報を迅速に提供し、人心の安定と社会秩序の維持を図るとともに、混乱を防止するために必要な広報及び情報提供に関する計画は、次に定めるところによる。

1 予防対策広報

平常時においては、各種災害時に備えての知識、準備等について、町広報誌等を通じて適宜周知する。

また、災害発生のおそれがある場合には、予想される災害の規模や被害を防止するうえでの注意事項等について防災行政無線放送、電話、広報車等で周知する。

2 災害時の広報

災害時には、町と防災関係機関が連絡を密にして広報活動を行う。

(1) 災害情報等の収集

ア 災害現場の情報収集及び写真撮影

イ 報道機関その他関係機関及び住民等の取材による写真の収集

ウ その他関係する資料の収集

(2) 発表責任者及び広報班

ア 災害情報等の発表、広報については、統括部長が責任者としてその任にあたる。

イ 災害情報等の広報活動は、統括部が行う。

ウ なお、事前に本部長の承認を得ることとし、一般職員にも庁内放送により状況の推移を周知する。

(3) 広報の方法及び内容並びに報道機関に対する発表

ア 広報の方法

一般住民及び被災者に対する広報は寿都町防災行政無線放送、広報車、チラシ、電話等によるものとし、状況により放送局、新聞社等の報道機関に協力を求め迅速に行う。

また、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、北海道防災情報システムのメールサービスや災害情報共有システム（Lアラート）を活用するなど、効果的な情報提供を実施するものとする。

イ 広報の内容

広報の内容は、次のとおりとし、災害情報及び応急措置の状況などを具体的にわかりやすく行う。

なお、要配慮者に対する伝達には特に留意する。

(ア) 災害情報及び関係機関、住民への注意事項

(イ) 避難所等の位置及び危険区域等

(ウ) 災害応急対策復旧事業の実施状況

(エ) 被災状況（発生箇所、避難勧告等）

(オ) 交通及び通信の状況（交通機関の運行状況、不通箇所、開通見込日時、通信途絶区域等）

- (カ) 医療救護所の開設状況
- (キ) 給食、給水実施状況
- (ク) 医療、生活必需品等供給状況（日時、場所、種類、量、対象者等）
- (ケ) 住民の心得等人心の安定及び社会秩序保持のために必要な事項

ウ 報道機関に対する発表

収集した被害状況、災害状況等は、その都度次の要領により報道機関に対して発表する。

また、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、各報道機関が行う独自の取材活動に対して積極的に情報・資料を提供するなどして協力するものとする。

- (ア) 災害の種別（名称）及び発生年月日
- (イ) 災害発生場所又は被害甚大地域
- (ウ) 被害状況（交通、通信、火災、電気・上下水道、道路・橋梁等の被害状況）
- (エ) 避難勧告等の発令・解除状況
- (オ) 災害救助法適用の有無
- (カ) 応急対策の状況
- (キ) 本部設置又は廃止
- (ク) 人心・民生の安定及び社会秩序補助のために必要な事項

エ 各関係機関等に対する連絡

必要がある場合は、庁内の公共機関、各種団体等に対して災害情報を提供する。

(4) 住民等からの問い合わせ体制

総務部は、住民等からの被害情報や生活関連情報の問い合わせ、苦情に対する対応に当たる。

また、被災状況により被災地相談所を開設したときは、速やかに広報車等により住民に周知するとともに、住民からの要望事項は直ちに所管部又は関係機関に連絡し、迅速かつ適切な処理がなされるよう努める。

3 安否情報の提供

(1) 安否情報の照会手続

ア 安否情報の照会は、道又は市町村に対し、照会者の氏名・住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会理由等を明らかにさせて行うものとする。

イ 安否情報の照会を受けた道又は市町村は、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険証、番号利用法第2条第7項に規定する個人番号カード、外国人においては特別永住者証明書若しくは在留カード等の本人確認資料の提示又は提出を求めることなどにより、照会者が本人であることを確認するものとする。

ウ 安否情報の照会を受けた道又は市町村は、当該照会が不当な目的によるものと認めるときなど一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができるものとする。

	照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報
(ア)	被災者の同居の親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）	・被災者の居所 ・被災者の負傷若しくは疾病の状況 ・被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
(イ)	・被災者の親族（アに掲げる者を除く。） ・被災者の職場の関係者その他の関係者	・被災者の負傷又は疾病の状況
(ウ)	・被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者	・被災者について保有している安否情報の有無

エ 道又は市町村は、(ウ)にかかわらず、照会に係る被災者の同意があるときなどの一定の場合には、必要と認められる照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況など安否の確認に必要と認められる限度において情報を提供することができるものとする。

(2) 安否情報を回答するに当たっての道又は市町村の対応

道及び市町村は安否情報を回答するときは、次のとおり対応するものとする。

ア 被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において回答するよう努めるものとする。

イ 安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができるものとする。

ウ 安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、消防機関、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努めることとする。

エ 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第3節 応急措置実施計画

災害発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等必要な応急措置に関する計画は、次に定めるところによる。

1 応急措置の実施責任者

法令上実施責任者として定められているものは、次のとおりである。

- (1) 道知事
- (2) 警察官及び海上保安庁
- (3) 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長
- (4) 指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長
- (5) 町長、町の教育委員会又は委員、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等
- (6) 水防管理者（町長）、消防機関の長（消防長）等
- (7) 消防長又は消防署長
- (8) 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官

2 町長が実施する応急措置

【措置区分及び措置内容等】

措置区分	措置内容等
警戒区域の設定	・人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、計画区域を設定し災害応急対策に従事する者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じることができる。
応急公用負担等の実施	ア 応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、町の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、または収容することができる。この場合、除去した工作物等を保管し、占有者等に対して当該工作物を返還するため、必要な事項の公示を行い、当該処分により通常生ずべき損失の補償を行う。

	イ 現場の災害を受けた工作物または物件で当該応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置を取ることができる。この場合、除去した工作物等を保管し、占有者に対して当該工作物を返還するため必要な事項の公示を行う。
	ウ 応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、町の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にあるものを当該応急措置の業務に従事させることができる。
他の市町村長等に対する応援の要求	・ 応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長等に対し、応援を求めることができる。この場合、応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。また、応援に従事する者は、町長の指揮の下に行動するものとする。
北海道に対する応援の要求	・ 応急措置を実施するため必要があると認めるときは、北海道知事に対し、応援を求めることができる。この場合、応援を求められた北海道知事は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。
損害補償	・ 応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり又は障害の状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

第4節 避難対策計画

災害時において住民に生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置に関する計画は次のとおりである。

1 避難実施責任者及び措置内容並びに連絡及び協力

風水害、火災、山（崖）崩れ、地震、津波等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備情報・高齢者等避難開始を伝達する必要がある。

なお、避難のための準備情報の提供や勧告・指示を行うにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、勧告・指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努めるものとする。

(1) 避難実施責任者及び要件

【措置区分及び措置内容等】

実施責任者	避難の勧告等を行う要件
町長 (代理者：副町長)	・ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めたとき。
北海道知事	・ 災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
警察官	・ 町長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき。 ・ 町長から要求があったとき。 ・ 人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要

	する場合。
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	・人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、警察官がその場にいない場合。
北海道、知事の命を受けた北海道職員	・洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。 ・地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
内閣総理大臣	・災害の発生により、道及び町が必要な事務を行えなくなったとき。
水防管理者	・洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。

(2) 連絡及び協力

後志総合振興局長、町長及び寿都警察署長は、避難のための勧告等を行った場合は、相互に連絡を取りあうものとする。

また、寿都警察署長は、町長が行う避難勧告等について、関係機関と協議し、諸般の情勢を総合的に判断し、勧告等の時期、避難先、事後の警備措置等に必要な助言と協力を行うものとする。

小樽海上保安部は、避難の指示等が発せられた場合において、必要があるときは、避難者の誘導、海上輸送を行い避難を援助する。

2 避難勧告等区分の基準

(1) 避難勧告等の種別

【避難勧告等の種別と発令基準】

種別	発令基準
屋内での退避等の安全確保措置の指示	1 気象の条件等により、避難を含む外出時に重大な災害に巻き込まれると見込まれるため、堅牢な屋内及び上階で留まることが適当であると判断される時。
避難準備情報・高齢者等避難開始	1 気象警報が発令され、事前に避難準備をすることが適当であると判断される時。 2 災害の発生を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難準備をすることが適当である時。 3 要配慮者の避難を要すると判断される時。
避難勧告	1 避難準備より状況が悪化し、事前に避難を要すると判断される時。 2 災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断される時。
避難指示（緊急）	1 避難勧告より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められる時。 2 災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められる時。

また、事象毎の発令基準は、別に定める「避難勧告等事象別基準一覧表」によるものとする。

(2) 避難の種類

ア 事前避難

災害の種類、特性等により過去の発生例、地形、気象条件などから判断し、災害が発生するおそれがある場合に、危険地域の住民に対し事態の周知徹底を図るとともに、避難の準備又は開始を勧告する。

特に、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の要配慮者の避難支援対策を充実・強化するため、避難勧告及び避難指示（緊急）のほか、避難準備情報・高齢者等避難開始を必要に応じて伝達する。

イ 緊急避難

災害が現に発生し、地域住民の生命に著しく危険が迫っていると判断される場合は、災害発生地域の住民に対し、ただちに避難勧告等を行う。

3 避難勧告等の周知

避難勧告等は、「第3章第3節 気象業務に関する計画」に定める伝達系統により、警察、消防等関係機関と密接に連絡をとりながら周知する。

(1) 周知すべき勧告等事項

ア 避難の勧告等の理由及び内容

イ 避難所等及び経路

ウ 火災、盗難の予防措置等（灯油・ガスの元栓閉鎖、戸締り等）

エ 携行品（食料、懐中電灯、水筒、携帯用ラジオ、着替え、タオル等必要最小限のもの）

(2) 周知の方法

ア 防災行政無線による方法

防災行政無線の屋外拡声器及び戸別受信機により住民に周知する。

イ 広報車による方法

町、消防機関の広報車により、関係する地域を巡回して住民に周知する。

なお、状況により警察の広報車等の出動を要請する。

ウ 公共放送による方法

NHK、民間放送局に対し、避難の勧告等を行った旨を連絡し、関係住民に周知すべき事項を提示して放送の協力を要請する。

エ 伝達員等による方法

避難の勧告等をしたときは夜間であり、停電時で風雨が激しい場合、あるいは交通遮断等により完全周知が困難であると予想される場合は、総務部総務班が消防職員や消防団員の協力を得て、関係地域の住民を戸別に訪問して周知することとし、特に要配慮者に留意する。

4 避難方法

(1) 避難誘導

住民の避難誘導は人命の安全を第一にし、自主防災組織の誘導員又は本部職員が行い、状況等により消防職員・消防団員・警察官の協力を得る。

学校、社会教育施設及び社会福祉施設等においては、各施設の管理者が児童・生徒・施設利用者等を安全に避難誘導するものとする。

誘導に当たっては、あらかじめ把握している要配慮者を優先し、町内会等の協力を得ることとする。

(2) 移送の方法

ア 災害が小規模な場合

避難は、避難者自らが行うことを原則とするが、自力による避難、立ち退きが困難な要配慮者の場合は、車両で移送する。

イ 災害が大規模な場合

被災地が広域で大規模な避難、立ち退き移送を要し、町のみで措置できない場合は、北海道に対し応援を求めて実施する。

ウ 避難所等

避難所等（避難場所、避難所）は、「第4章第11節 避難体制整備計画」による。

5 避難路及び避難所等の安全確保

避難誘導員、警察官その他避難措置の実施者は、避難路・避難所等の安全確保のため、支障物等の排除を行うものとする。

6 避難所の開設

町は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるときは、洪水、高潮、土砂災害等の危険性を十分考慮し避難所を開設するとともに、住民等に周知徹底を図るものとする。

また、必要があればあらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。

7 避難所の運営

町長は、避難者の状況を早期に把握し、避難所における生活環境に注意を払うとともに、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食糧等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

町は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空家等利用可能な既存住宅の斡旋等により、避難所の早期解消に努める。

また、必要に応じ避難所の運営に関して自主防災組織及びボランティア団体等の協力を得るものとする。

8 関係機関への報告

(1) 避難勧告等の発令の報告

町長は、避難のための立ち退きを勧告し、若しくは指示し又は立ち退き先を指示したときは、次の事項を速やかに後志総合振興局長に報告する。

町長以外の実施責任者が勧告等を行った旨の通知を受けたときも同様とする。

なお、発令を解除したときは、ただちにその旨を公示するとともに、後志総合振興局長に報告する。

ア 避難勧告等の発令者

イ 発令の理由

ウ 発令日時

エ 避難の対象区域

オ 避難先

(2) 避難所開設・廃止の報告

町長は避難所を開設したときは、次の事項を後志総合振興局長に報告する。

また、廃止したときもその旨を報告する。

ア 避難所開設の日時、場所及び施設名

イ 受入状況及び受入人員

ウ 開設期間の見込み

9 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定することができる。

【警戒区域の設定権者と設定要件等】

設定権者	設定の要件・内容
町長	・災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外のものに対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じることができる。
消防長又は消防署長	・ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ火災が発生したならば人命及び財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、火災警戒区域を設定してその区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外のものに対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命じることができる。
消防吏員又は消防団員	・火災の現場においては、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命じることができる。
消防機関に属する者	・水防上緊急の必要がある場合においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域から退去を命じることができる。
警察署長	・消防長若しくはその委任を受けて町長の職権を行う消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき、又は消防長若しくは消防署長からの要求があったとき。
警察官	・町長若しくはその委任を受けて町長の職権を行う吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。 ・消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき、又は消防吏員又は消防団員から要求があったとき。 ・水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	・町長その他町長の職権を行うことができる者がその場にいないとき。

10 津波避難計画

震災時の津波避難に係る計画は、別に定める「寿都町津波避難計画」によるものとする。

第5節 救助救出計画

災害が発生し、生命・身体が危険な状態になった者の救助救出にあたっては、町をはじめとする救助機関は、各機関相互の情報交換、担当する区域の割り振りなど密接な連携の下に迅速な活動を実施することが重要である。

また、被災地の住民組織や自主防災組織等も可能な限り参加して被災者の救出救助に努めるものとする。

1 実施責任

町及び消防機関（災害救助法が適用された場合を含む。）は災害により生命、身体が

危険な状態になった者をあらゆる手段を講じて早急に救出し、負傷者については速やかに医療機関又は救護所に受入する。

また、町のみでは救助力が不足すると判断した場合は、近隣市町村、北海道等に応援を要請する。

2 救助救出活動

町は、寿都警察署との密接な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を必要とする者を発見した場合は、救助関係機関及び住民の協力を得て救助救出活動を行うものとする。

第6節 災害警備計画

災害時における地域住民の生命、身体及び財産を保護し、地域の安全と秩序を維持するため必要な災害警備に関する計画は、次に定めるところによる。

1 災害警備体制の確立

北海道警察は、災害が発生したときは、状況に応じて災害警備本部を設置し、災害警備体制の確立を図る。

2 応急対策の実施

寿都警察署長は、次に掲げる応急対策を実施する。

(1) 災害情報の収集

町及び防災関係機関と連携して災害警備活動に必要な情報収集活動を実施する。

(2) 交通整理の実施

災害の発生による避難・消火・救助活動等で交通量が増加し、停電時による信号の停止や道路災害による渋滞が予想されるため、交通整理を実施して緊急輸送の確保を図る。

(3) 防犯パトロール及び広報の実施

町及び関係機関・団体と協議しながら、被災後の無人化した住宅街及び商店街等におけるパトロールを行い、犯罪の予防及び取締りにあたる。

また、町や防災関係機関との連携のもとに交通規則や犯罪予防等に関する広報活動を行う。

(4) 救助に関する事項

町・消防機関・医療機関の協力を得て、被災者の救助救出活動を行うとともに、遺体の見分等に当たる。

第7節 交通応急対策計画

災害時における道路及び船舶交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための道路交通等の確保については、次のとおりである。

1 交通応急対策の実施

交通応急対策の実施期間及びその対策の内容等は次のとおりである。

【警戒区域の設定権者と設定要件等】

設定権者	設定の要件・内容
北海道公安委員会 (北海道警察)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、道路における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るため必要があると認めるとき、又は災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認めるときは、区域及び道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。 ・通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命じることができる。 ・移動等の措置を命じられたものが当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないため当該措置をとることを命じることができないときは、自らその措置をとることができる。この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。
小樽海上保安部	<ul style="list-style-type: none"> ・海上における船舶交通の安全を確保するため、必要に応じ海上交通の規制等を行う。
消防吏員	<ul style="list-style-type: none"> ・警察官がその場にはいない場合に限り、消防吏員が警察官と同様の応急対策を実施することができる。
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	<ul style="list-style-type: none"> ・警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官が警察官と同様の応急対策を実施することができる。
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて、道路の通行を禁止し、または制限することができる。

2 道路の交通規制

災害が発生した場合、道路管理者及び北海道公安委員会は、相互に緊密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、被災地内の道路及び交通の実態を把握のうえ必要な措置をとる。

(1) 道路交通網の把握

- ア 損壊し、又は通行不能となった道路名及び区間
- イ 迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点
- ウ 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の方法

(2) 交通規制の実施

道路管理者及び北海道公安委員会は、次の方法により交通規制を実施するものとする。

- ア 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。
- イ 緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官の指示によりこれを行う。

(3) 関係機関との連携

道路管理者及び北海道公安委員会が交通規制により通行の禁止・制限を行った場合には、関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通じて周知徹底を図る。

3 海上交通安全の確保

小樽海上保安部は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- ア 船舶交通の輻輳が予想される海域については、必要に応じて船舶交通の整理指導を行う。
- イ 海難の発生、その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
- ウ 海難船舶又は漂流物、沈没物その他物件により船舶交通の危険が生じ、又は生じる恐れがあるときは、速やかに必要な措置を講じるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講じるべきことを命じ、又は勧告する。
- エ 水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。
- オ 航路標識は損壊し、又は流出したとき、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

4 緊急輸送のための交通規制

災害が発生し、応急対策に従事する者又は応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

(1) 通知

北海道公安委員会はあらかじめ当該道路管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知する。

緊急を要し、あらかじめ通知するいとまがなかったときは、事後において速やかに通知する。

(2) 緊急通行車両の確認手続き

後志総合振興局長又は北海道公安委員会（寿都警察署長）は、総合振興局又は警察署及び交通検問所において、車両の使用者の申し出により当該車両が応急対策に必要な物資の輸送等に使用する緊急通行車両であることの確認を行う。

確認をしたものについては、各車両ごとに「緊急通行車両確認証明書」、「標識」（別記）を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

なお、緊急通行車両は、応急対策として概ね次に掲げる事項のために使用するものとする。

- ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- ウ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- エ 被災した児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- オ 施設及び設備の応急に関する事項
- カ 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- キ 犯罪の予防、交通の規則その他被災地における社会秩序の維持に関する事項
- ク 緊急輸送の確保に関する事項
- ケ その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

(3) 通行禁止又は制限から除外する車両

町は、緊急通行車両の通行に支障を及ぼさない範囲内で、公益又は社会生活上通行させることがやむを得ないを認められる車両について、寿都警察署を通じて「規制対

象外車両通行証明書」及び「標章」の交付を申請する。

5 放置車両対策

- (1) 北海道公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。
- (2) 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

6 緊急輸送道路ネットワーク

北海道開発局、北海道、日本道路公団北海道支社等の道路管理者と北海道警察等の防災関係機関からなる北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会では、緊急輸送道路ネットワーク化を図るため、「北海道緊急輸送道路ネットワーク計画」を策定しており、その概要は次のとおりである。

(1) 計画内容

ア 対象地域

道内全域

イ 対象道路

既設道路及び概ね平成17年度までに供用予定の道路を基本としながら、必要に応じて緊急河川敷道路、臨港道路等を含めている。

(2) 緊急輸送道路の区分及び道路延長

緊急道路ネットワークは、災害の発生後の理由特性により、次のとおり区分しているが、北海道の広域性を反映して、緊急輸送道路総延長は9,677kmとなっている。

ア 第1次緊急輸送道路ネットワーク

道庁所在地（札幌市）、地方中心都市及び重要港湾、空港、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路【道路延長5,672km】

イ 第2次緊急輸送道路ネットワーク

第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要液、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等）を連絡する道路【3,774km】

ウ 第3次緊急輸送道路ネットワーク

その他の道路【道路延長232km】

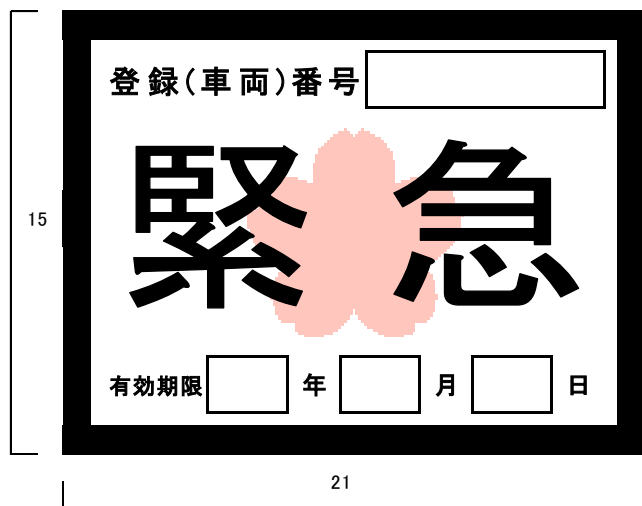
別記

緊急通行車両確認証明書

第 号		平成 年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
北海道知事 高 橋 はるみ			
番号表に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両に当たっては、輸送人員又は品名）			
使用者	住所		
	氏名		
通行日時			
通行経路	出発地	目的地	
備考			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

【緊急通行車両の標章】



備考

- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を標示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

第8節 輸送計画

災害時において、災害応急対策、復旧対策に万全を期すため、住民の避難、災害応急対策要因の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送等を迅速確実に行うための計画は次に定めるところによる。

1 実施責任者

災害時輸送は、災害応急対策を実施する機関の長が行うものとする。（災対法第50条第2項）。

災害時輸送の総括は、経済部が担当し、関係機関等への要請などに当たる。

2 輸送の方法

(1) 車両輸送

町の所有する車両等を使用し、被害の状況及び距離等により、町の所有する車両のみでは輸送が困難な場合は、関係機関に応援を要請するとともに、民間の車両の借り上げなどを行うものとする。

(2) 航空機輸送

地上輸送が不可能な事態が生じた場合または急患輸送などの緊急輸送の必要が生じた場合は、北海道の消防防災ヘリコプターの応援要請、自衛隊のヘリコプターの出動要請依頼を行うものとする。

(3) 船舶輸送

陸上輸送路が使用できない場合又は船舶による輸送が適切であると判断される場合、関係機関に応援を要請し、船舶による輸送を行うものとする。

第9節 食糧供給計画

災害による被災者及び災害応急対策従事者等に対する食糧供給に関する計画は、次に定めるところによる。

1 実施責任者

(1) 北海道農政事務所地域第三課

農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等を実施する

(2) 北海道

主要食糧の調達及び供給の決定と調整を図る。

(3) 寿都町

被災者及び災害応急対策従事者に対し、食糧等の配給及び給付対策を実施する。

2 食料の供給

(1) 主要食糧

主要食糧である米穀は、町内販売業者から調達することを基本とするが、応急用米穀を確保することができないときは、後志総合振興局長を通じて北海道知事にその確保を要請する。この場合において、北海道知事は、北海道農政事務所長と協議の上、応急用米穀、乾パン又は米穀の加工品等を確保し、市町村に供給するものとする。

町長は、交通通信の途絶のため、応急用米穀等の引渡しに関する北海道知事の指示が受けられない場合には、緊急に引渡しを受ける必要がある数量について、北海道農政事務所の地域課又は倉庫の責任者に対し直接引渡しを要請することができる。

(2) 副食及び調味料など

副食及び調味料等は町内の取扱店から調達するものとするが、町内での調達が不可能な場合は、後志総合振興局を經由してその斡旋を要請する。

3 食糧の供給対象者

食糧の供給対象者は、次のとおりとする。

- (1) 避難所等に収用された者。
- (2) 住家が被害を受け、炊事のできない者。
- (3) 災害応急対策に従事している者。

4 炊き出し

被災者及び災害応急対策従事者に対する炊き出しは町長が行うほか、関係団体やボランティア等に協力を要請するものとする。

第10節 給水計画

災害発生に伴う水道施設の損壊により、生活用水が枯渇して飲用に適する水を得ることができない場合における生活用水の供給及び給水施設等の応急復旧に関する計画は次に定めるところによる。

1 実施責任者

町は、給水活動を迅速かつ円滑に実施するための応急給水体制を確立し、地域住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確保するとともに、給水施設等の応急復旧を実施する。

(1) 個人備蓄の推進

町は、飲料水等の生活用水を3日分程度あらかじめ個人で備蓄しておくよう日頃から広報活動を通じて住民に周知しておくこととする。

(2) 生活用水の確保

災害時の生活用水の水源として、被災地付近の浄水場の貯水池を主体とし、不足する場合は、井戸水、自然水(川、ため池等の水)、プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給するものとする。

(3) 給水資機材の確保

災害時に使用できる応急給水資機材(ポリタンク等)の備蓄に努め、保有状況を常時把握し、被災地給水人口に応じ給水車、散水車及びろ過機等を所有する機関から調達して給水に当たるものとする。

2 給水の実施

(1) 給水の方法

ア 輸送による給水

被災地の近隣地域に適切な補給水源がある場合は、給水車(給水タンク車、散水車、消防タンク車等)により取水し、被災地域内へ輸送の上住民に給水するものとする。この場合においては、事前にタンク内の清掃・消毒を十分に行う。

イ 浄水装置による給水

輸送等の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、浄水装置等により浄化し、飲料水として住民に供給するものとする。

ウ 家庭用井戸水等による給水

被災地付近の家庭用井戸水について水質検査を行い、飲用に適すると認められる場合は、その付近の住民に飲料水として供給するものとする。

なお、水質検査の結果、飲用不適の場合は、消毒等により衛生上無害な水質にして供給する。

(2) 応援の要請

町長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、近隣市町村または北海道に対し飲料水の供給又はこれに要する経費及び給水資機材の応援を要請するものとする。

第 1 1 節 上下水道施設対策計画

災害時の上下水道施設の応急復旧対策に関する計画は、次に定めるところによる。

1 上水道

(1) 応急復旧

大規模な災害により長期間断水となることは、住民の生活維持に重大な支障をきたすため、水道事業者は、あらかじめ施設の応急復旧計画を定めておくとともに、災害発生に際しては次の対策を講じて速やかな応急復旧による水道水の供給に努める。

ア 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。

イ 要因及び資機材等の確保など復旧体制を確立する。

ウ 被害の状況により他町村への応援要請を行う。

エ 住民に対する広報活動を行う。

(2) 広報活動

水道施設に被害を生じたときは、その被害状況及び復旧見込み等について広報を行い、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの措置について周知を図る。

2 下水道

(1) 応急復旧

市街地での内水による浸水は、家屋等に被害を与えるのみならず、人命をも脅かすものであることから、下水道管理者は、あらかじめ施設の応急復旧等について計画を定めておくとともに、災害発生に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧に努める。

ア 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。

イ 要因及び資機材等の確保など復旧体制を確立する。

ウ 被害の状況により他町村への応援要請を行う。

エ 管渠・マンホール内部の土砂の浚渫、可搬式ポンプによる緊急送水、仮管渠の設置等により排水機能の回復に努める。

オ 処理場への流入水量の増大により、二次災害防止のためやむを得ずバイパス放流を行う等緊急措置をとる場合は、速やかに関係機関へ連絡する。

カ 住民に対する広報活動を行う。

(2) 広報活動

下水道施設に被害を生じたときは、その被害状況及び復旧見込み等について広報を行い、住民の不安解消を図るとともに、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

第12節 衣料、生活必需物資供給計画

災害時における被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与並びに物資の供給に関する計画は、次に定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 救助法が適用された場合の被災者に対する被服、寝具その他生活必需物資の供給又は貸与は、町長が北海道知事の委任により実施する。
- (2) 救助法が適用されない場合には、町長がその都度実施する

2 給与又は貸与の対象者並びに物資の種類

(1) 対象者

給与又は貸与の対象者は、おおむね次のとおりとする。

- ア 住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼、埋没及び床上浸水の被害を受けた者
- イ 被服、寝具、その他生活必需品が損傷又は喪失し、日常生活を営むことが困難な者

(2) 種類

給与又は貸与する物資の種類は、おおむね次のとおりとする。

- ア 寝具（毛布、布団等）
- イ 外衣（作業衣、洋服、子供服等）
- ウ 肌着
- エ 身の回り品（タオル、手拭、靴下等）
- オ 炊事用品（鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等）
- カ 食器（茶碗、皿、箸等）
- キ 日用品（石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨き等）
- ク 光熱材料（マッチ、ろうそく、灯油等）
- ケ その他日常生活に欠くことのできないと認められるもの

3 実施の方法

(1) 物資の調達及び配分

世帯構成員別被害状況等の調査に基づき、町内の各衣料品店及び日用品店を調達先とし、物資の配分を行う。

なお、町内で必要数量を確保することが困難な場合は、後志総合振興局に協力を要請する。

(2) 要配慮者への配慮

生活必需品の供給に際しては、紙おむつ、介護用品、スプーン、哺乳瓶等の確保に努め、要配慮者に優先的に配分するなどの配慮をする。

(3) 給与または貸与台帳

救援物資の給与又は貸与にあたっては、次の簿冊を備え、その経過を明らかにして処理するものとする。

- ア 世帯構成員別被害状況 (様式1)
- イ 物資購入(配分)計画表 (様式2)
- ウ 物資受払簿 (様式3)
- エ 物資給与及び受領簿 (様式4)

様式1

世帯構成員別被害状況

平成 年 月 日

世帯構成員 被害	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人以上世帯	計	小学生	中学生
全壊(焼)													
流失													
半壊(焼)													
床上浸水													

様式2

物資購入(配分)計画表

平成 年 月 日

世帯区分		1人世帯				2人世帯				3人世帯				計				備考
		円				円				円								
品名	単価	数量	世帯数	所要額	金額	数量	世帯数	所要額	金額	数量	世帯数	所要額	金額	数量	世帯数	所要額	金額	
計																		

様式3

物資受払簿

平成 年 月 日

品目					
年月日	摘要	受	払	残	備考
計	道調達分				
	町調達分				

様式4

物資給与及び受領簿

住家被害程度区分		給与の基礎となった世帯員構成	
----------	--	----------------	--

災害救助用物資として、各内訳のとおり受領しました。

平成 年 月 日

住所
世帯 氏名

印

給与年月日	品名	数量	備考	給与年月日	品名	数量	備考

第13節 石油類燃料供給計画

災害時の石油類燃料（LPGを含む）の供給については、次に定めるところによる。

1 実施責任

(1) 市町村

町長は、町が管理する緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。

また、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設における暖房用燃料の確保に努めるものとする。

ア 地域内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。

イ 石油類燃料については、小樽地方石油業協同組合との災害時における供給等の協定に基づき、迅速に調達できるよう連絡調整を行う。

ウ LPGについては、北海道エルピーガス災害対策協議会との応援・復旧活動の支援に関する協定に基づき、迅速に調達できるよう連絡調整を行う。

エ 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。

第14節 電力施設災害応急計画

災害時の電力供給のための応急対策に関する計画は、次に定めるところによる。

1 実施責任者

電力施設の応急復旧対策は、北海道電力株式会社が実施する。

2 応急対策

(1) 活動体勢

発令基準に従い警戒態勢、非常体勢及び特別非常態勢を発令し、体勢を整備する。

(2) 情報収集

所定の系統に従い、社内外の情報を収集し、復旧対策を樹立するとともに、停電、復旧見込みなどの状況について、町及び北海道に連絡する。

(3) 通信確保

本、支店重要発電所相互間の主要通信回線に対しては、迂回ルート構成を考慮するとともに、通信機器用予備電源の正常運転に十分な注意を払い通信の確保を図る。

なお、災害地域の現業機関には、臨時電話の仮設などを考慮する。

(4) 広報

災害による停電及び使用制限に当たっては、災害概況、復旧見込みを直接又は報道機関及びインターネットホームページを通じて速やかに住民に周知する。

(5) 要員の確保

各支部は被害の状況により、支部管内の社外の応援を求め、なおかつ対処できないときは、本部に対して融通動員を要請する。

(6) 資材等の調達

社内で調達し、なおかつ不足するときは、他電力各社等からの融通等により調達を図る。

なお、必要により指定地方行政機関、地方公共団体等に対し、労務施設、設備又は物資の確保について応援を求める。

(7) 応急工事

災害時において、復旧順位、難易及び人員、資材の動員等を考慮して応急工事を行い、極力送電の確保に努める。

第15節 医療救護計画

災害のため、医療機関の機能が停止し、又は著しく不足し、若しくは医療機関が混乱した場合における医療救護の実施に関する計画は、次に定めるところによる。

1 実施責任者

災害発生時において、医療の途を失った者に対する応急医療救護は、町長が行う。

ただし、救助法が適用された場合は、北海道知事の委任を受けて町長が実施するほか、北海道知事の委託を受けた日赤北海道支部が実施する。

災害急性期においては、必要に応じて災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する。また、精神保健医療については、災害発生直後から中長期にわたり必要に応じて災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣を要請する。

2 対象者及び対象者の把握

(1) 対象者

ア 医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者

イ 災害により医療を必要とする者

ウ 災害の日前後7日以内の分娩者で、災害発生のため助産の途を失った者

(2) 対象者の把握

救護を必要とする者の把握は、おおむね次の方法による。

ア 救護を必要とする者からの要請

イ 地区責任者等からの通報

ウ 本部職員による現地調査

3 医療救護所の設置及び医療救護班の派遣要請

(1) 医療救護所の設置

ア 医療救護所は、医療救護を必要とする地域ごとに設置し、地域住民に周知する。

イ 医療救護所は、学校その他の公共施設を利用して設置するが、当該地域に適当な施設がない場合は、民家等を利用するものとする。

(2) 医療救護班の派遣要請

災害の規模により応急医療の必要があるときは、寿都医師会に連絡し、医療救護班の派遣要請を行う。

4 医療及び助産の実施

(1) 医療救護班の編成

医師、看護師、助産師、その他補助員をもって編成する。

(2) 医療及び助産業務

医療救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）の業務内容は、次のとおりとする。

ア 傷病者に対する応急処置

イ 傷病者の受入医療機関への搬送支援

ウ 被災者の死亡の確認及び遺体の検案

エ 助産救護

オ 被災現場におけるメディカルコントロール（DMATのみ）

カ 被災地の災害拠点病院、広域医療搬送拠点等での医療支援（DMATのみ）

(3) 医療用資機材・医療品等の調達

医療用資機材・医療品等は、町内医療機関の備蓄医薬品や町内取扱業者から調達するが、なお不足する場合は北海道知事に対し斡旋及び提供を要請する。

(4) 応援要請

状況に応じ必要がある場合は、近隣の医療機関、医師会、歯科医師会等に対し協力を要請するとともに、さらに状況により北海道知事に対し救護班等の派遣を要請する。

(5) 搬送体制の確保

受入医療機関及び後方医療機関への転送を要する傷病者の搬送は、救急車による。

なお、交通の状況により救急車での搬送が困難な場合は、北海道知事、自衛隊によるヘリコプターによる搬送を要請する。

(6) 健康管理及び心のケア

医療救護所には、保健師を配置して保健指導に当たる。

また、避難生活が長期化する場合は、精神科医療機関の協力を得て、カウンセリングや心のケアを行い、被災者や要配慮者の精神的負担の軽減に努める。

5 臨時の医療施設に関する特例

著しく以上かつ激甚な非常災害により、臨時の医療施設が著しく不足し被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定された時は、臨時の医療施設の設置について、病床等に関する医療法の規定の適用除外措置があることに留意する。

第16節 防疫計画

災害時における被災地の防疫に関する計画は、次に定めるところによる。

1 実施責任者

町は北海道知事の指示に従い、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づくねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置を実施する。

また、避難所等において住民に対する保健指導等を実施する。

2 防疫班の編成

町長は、被災地における防疫活動を円滑かつ能率的に実施するため、次の防疫班等を編成する。

(1) 防疫班（衛生技術者1名、班長、班員）を災害規模により編成する。

(2) 検病班（医師、保健師又は看護師1名）を災害規模により編成する。

(3) 検水班（班長、班員）を災害規模により編成する。

3 防疫の措置

町長は、感染症予防上必要があると認められる場合又は北海道知事の指示があったときは、感染症法に基づき次の措置を講じる。

(1) 感染症の病原体に汚染された場所の消毒

(2) ねずみ族、昆虫等の駆除

(3) 物件に係る消毒等の措置

(4) 生活用水の供給

4 防疫の種別及び方法

(1) 検病調査及び健康診断等

北海道の編成する検病調査班が実施する検病調査及び健康診断の実施要領は、次の

とおりである。なお、防疫班は関係機関との緊密な連携のもとに防疫情報の収集に努める。

ア 滞水地域においては通常2日に1回以上、集団避難所においては少なくとも1日1回以上行う。

イ 検病調査の結果、必要があるときは健康診断を実施する。

ウ 北海道知事の指示により、感染症予防に必要な予防接種をする。

(2) 消毒方法

町長は、感染症法第27条第2項の規定に基づく知事の指示のあったときは、感染症法施行規則第14条及び平成11年3月31日、健医感発第51号「一類感染症、二類感染症、三類感染症の消毒・滅菌に関する手引きについて」の規定に基づき薬剤の所要量を確保した上で、速やかにこれを実施するものとする。

ア 飲料水

給水施設として井戸を使用している場合の井戸の消毒は、10%次亜塩素酸ナトリウム溶液をその水1m³あたり20cc投入して十分に攪拌した後約2時間放置し、給水栓において残留塩素0.1~1mg/lに保持する。ただし、給水する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合は0.2~2mg/lに保持する。

なお、水害等で汚水が直接入ったような場合又はウイルスに汚染された恐れが強いときは、消毒のうえ、井戸換えを施させないと使用させないものとする。

イ 家屋内汚染された台所、炊事場、食器戸棚などを中心に、クレゾール水などを用いて拭浄し、床下には湿潤の程度に応じて石灰を散布する。

ウ 便所

便所は石灰酸水、クレゾール水又はホルマリン水で拭浄するか散布する。

便槽は、か性石灰末、石灰乳又はクロール石灰水を十分攪拌させ、できれば1週間以上放置した後処理する。

か性石灰末・・・し尿貯留用の30分の1以上

石灰乳又はクロール石灰水・・・し尿貯留用の5分の1以上

(3) ねずみ族、昆虫等の駆除

北海道知事の指示があったときは、薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施するものとする。

(4) 生活用水の供給

北海道知事の指示があったときは、その期間中継続して容器により搬送、ろ水機によりろ過給水等実情に応じ、特に配水器具等は衛生的に処理して実施するものとする。

なお、供給量は1日1人当たり約200とすることが望ましい。

(5) 患者等に対する措置

感染症患者又は無症状病原体保有者が発生したときは、速やかに北海道知事に通知し、感染症指定医療機関への患者の搬送に協力するとともに、その指示に基づき患者の住家等の消毒を行う。

(6) 避難所等の防疫指導

避難所等の応急施設については、次により防疫指導等を実施するものとする。

ア 健康調査等

避難所等の管理者、市町村内の衛生管理組織等と連携し、避難者の健康状況を適宜把握するとともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導等を実施する。

イ 清潔方法、消毒方法等の実施

保健所等の指導のもと、避難所等の清潔方法を指導するとともに、避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導する。

また、必要があるときは、消毒薬等により便所、炊事場、洗濯場等の消毒を実施するよう指導する。

ウ 集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもってあて、できるだけ専従するものとする。

また、配膳時の衛生保持及び残廃物、塵芥等の衛生的処理についても十分指導徹底させるものとする。

エ 飲料水等の管理

飲料水の水質検査及び消毒については、十分指導徹底させるものとする。

5 家畜防疫

(1) 実施責任者

被災地の家畜防疫は知事が行うものとする。

(2) 実施の方法

ア 家畜防疫の実施

(ア) 緊急防疫の実施

家畜保健衛生所長は、家畜伝染性疾病防疫上必要があると認めるときは、予防液を緊急確保するとともに、必要に応じ家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)を適用し予防注射を行うほか、被災家畜所有者の自主的接種を指導する。

(イ) 緊急防疫用資材等の確保

家畜保健衛生所長は、緊急防疫用資材等の確保に努めるものとする。

(ウ) 畜舎等の消毒及び有害昆虫の防除等

家畜保健衛生所長は、家畜の所有者及び関係団体等に対し、畜舎等の消毒の励行を指導するとともに必要と認める地域については、家畜伝染病予防法を適用して消毒又は有害昆虫の防除を実施するものとする。

(エ) 家畜衛生車の被災地への派遣

家畜保健衛生所長は、災害発生時に家畜衛生車の出動を指示し、必要に応じ被災地に派遣し、防疫に当たるものとする。

イ 家畜の救護

町、農業協同組合、家畜診療獣医師等と協力し、家畜救護に当たるものとする。

第17節 廃棄物処理等計画

災害時における被災地のごみ収集、し尿のくみ取り、災害に伴い生じた廃棄物の処理処分及び死亡獣畜の処理等(以下「廃棄物等の処理」という。)の業務については、本計画の定めるところによる。但し、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去については、「本章第22節 障害物除去計画」による。

1 実施責任

(1) ゴミ及びし尿

被災地におけるゴミ及びし尿の収集処理は町が実施するが、町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び北海道に応援を要請する。

(2) 死亡獣畜

被災地における死亡獣畜の処理は所有者が行う。ただし、所有者が不明であるとき又は所有者が処理することが困難なときは、町が行う。

2 廃棄物等の処理方法

(1) 廃棄物の収集、運搬及び処分の基準

町長は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第2項及び第3項、第12条第1項並びに第12条の2第1項に規定する基準に従い所要の措置を講じるものとする。

なお、町長は基本法に基づき環境大臣が「廃棄物処理特例地域」に指定した場合には、基本法第86条の5の規定に従い必要な措置を講じるものとする。

また、町長は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

(2) ごみの収集処理

ア 被災地住民の協力を要請し、原則として南部後志衛生施設組合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づく分別収集を行う。

イ 収集の順序として、生ゴミ類など感染症の源となるものから収集し、その他のゴミは後で収集する。

ウ 収集に当たる車両は町の収集車及び借上車両とする。

(3) し尿の収集

許可業者の収集車及び借上車両により損壊や溢水等の被害の大きいところから収集する。また、必要に応じて仮設トイレを設置する。

(4) 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、死亡獣畜取扱場（以下「取扱場」という。）において行うものとする。

但し、取扱場のない場合又は運搬することが困難な場合は、当該地域を管轄する総合振興局保健環境部長の指導を受け、次により処理することができるものとする。

ア 環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して埋却及び焼却の方法で処理すること。

イ 移動できないものについては、保健所長の指導を受け臨機の措置を講じるものとする。

ウ 前ア及びイにおいて埋却する場合にあつては1m以上覆土するものとする。

第18節 飼養動物対策計画

災害時における被災地の飼養動物の取扱については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任及び飼養動物の取扱い

(1) 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。

(2) 災害発生における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。

(3) 災害発生時において、道及び市町村は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講じるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

第19節 文教対策計画

教育施設の被災、又は児童生徒の被災により、通常の教育活動に支障をきたした場合の応急対策及び文化財の保全については、本計画の定めるところによる。

1 学校管理者等

(1) 防災上必要な体制の整備

災害発生時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では平素から災害に備え職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等についての体制を整備する。

(2) 児童生徒などの安全確保

ア 在校中の安全確保

在校(園)中の児童生徒等の安全を確保するため、児童生徒等に対して防災上必要な安全教育を行うとともに、災害発生時に迅速かつ適切な行動がとることができるよう防災訓練等の実施に努める。

イ 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、情報の収集や伝達の方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を立てるとともに、あらかじめ教職員、児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

(3) 施設の整備

文教施設、設備等を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

2 実施責任者

(1) 町立小中学校の応急教育並びに文教施設の応急復旧対策は、町長及び教育委員会が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事の補助機関として行うものとする。

(2) 各学校ごとの災害発生に伴う適切な措置は、各学校長が具体的な応急計画を立てて行うものとする。

3 応急教育対策

(1) 休校措置

ア 授業開始後の場合

授業開始後において災害が発生し、又は発生が予想される気象条件等になったときは、各学校長は町教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとることとする。帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底させるとともに、また低学年児童にあっては教員が地区別に引率するなどの措置を講じるものとする。

イ 登校前の場合

休校措置を登校前に決定したときは、学校長はただちにその旨を学校があらかじめ定めた伝達方法に従い各児童生徒に周知することとする。

(2) 学校施設の確保

事業施のため校舎等の施設の確保は、災害の規模、被害の程度によって次の方法をとる。

ア 校舎の一部が使用不能となった場合

特別教室、屋内体育施設等を利用し、なお不足するときは二部授業の方法をとる。

イ 校舎の大部分又は全部が使用不能となった場合

公共施設等、又は最寄の学校の校舎等を利用するものとする。なお施設の確保ができない場合は、応急仮校舎の建築などの対策を講じるものとする。

(3) 教育の要領

災害状況に応じた特別教育計画を立て、できるだけ授業の確保に努める。特に授業の実施が不可能な場合にあっても家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。

なお、特別教育計画による授業の実施に当たっては、次の点に留意する。

ア 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容、方法が児童生徒の過度の負担にならないよう配慮する。

イ 教育活動の場所が公民館等学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化、児童生徒の安全確保に留意する。

ウ 通学路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する。
(集団登下校の際は、地域住民、関係機関、団体、父母の協力を得るようにする。)

エ 学校に避難所が開設された場合には、特に児童生徒の指導・管理に注意するとともに、避難受入が授業の支障にならないよう留意する。

オ 教育活動の実施に当たっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な障害に十分配慮する。

(4) 教職員の確保

教職員の被害状況を把握するとともに、北海道教育委員会と緊密な連絡をとり、教職員の確保に務め、また管内の教職員の臨時配置計画を作成し、教育活動に支障を来たさないようにする。

(5) 授業料の減免等

高等学校の生徒が被害を受けた場合は、道教育委員会は必要に応じ、次の措置を講じるものとする。

ア 保護者又は本人の申請に基づく授業料の減免

イ 保護者又は本人の申請に基づく学資金の貸付

ウ 日本育英会に対する育英資金貸与特別枠の申請

(6) 学校給食等の措置

ア 施設の復旧

給食施設設備が被災したときは、できるかぎり給食の継続が図られるよう応急措置を講じるものとする。

イ 原材料の確保

給食用物資が被災したときは、関係機関と連絡の上、ただちに緊急配送を行うものとし、その他の物資については応急調達に努めるものとする。

ウ 衛生管理

給食施設及び物資が被災した場合は、衛生管理に特に留意し、食中毒などの事故防止に努めるものとする。

(7) 衛生管理対策

学校が被災者の受入施設として使用される場合は、次の点に留意をして衛生管理を行う。

ア 校舎内、特に水飲場、便所は常に清潔にして消毒に万全を期すること。

イ 校舎の一部に被災者を受入して授業を継続する場合、受入場所との間をできるだけ隔絶すること。

ウ 受入施設として使用が終ったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うとともに便槽のくみ取りを実施すること。

エ 必要に応じて児童生徒の健康診断を実施すること。

(8) 教科書、学用品の調達及び支給

ア 調達方法

教科書の調達は、学校別、学年別、使用教科書ごとにその数値を調査し、北海道

教育委員会に報告するとともに、北海道教育委員会の指示に基づいて教科書供給店等に連絡し供給を受けるものとする。

また、町内の他学校に対し、使用済み教科書の供与を依頼するものとする。学用品の調達は、町内文房具店から調達するものとする。

イ 支給の対象者

家屋の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等の被害を受けた世帯の児童生徒で、教科書、学用品を滅失又は棄損し、就学上支障のある者に対して支給するものとする。

ウ 支給の方法

学校長と緊密な連絡をとり、学校長を通じて対象者に支給するものとするが、救助法が適用され北海道知事の委任を受けた場合には、町長が学用品を支給する。

エ 支給品目

(ア) 教科書及び教材

(イ) 文房具

(ウ) 通学用品

(9) 被災教職員、児童生徒の健康管理

災害の状況により、被災学校の教職員及び児童生徒に対し、必要に応じ伝染病予防接種や健康診断を実施するものとする。

4 文化財対策

災害が発生したときは、文化財(有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、伝統的建造物群)の所有者並びに管理者は常に当該指定物件の保全、保護にあたるものとする。また搬出可能な文化財については性質、保全の知識を有する搬出責任者を定め災害時にあたっては保全に努めるものとする。

【文化財の名称及び所在地】

指定別	名 称	所在地
国	旧歌棄佐藤家漁場	寿都町字歌棄町有戸
北海道	漁場建築佐藤家	寿都町字歌棄町有戸

第 2 0 節 住宅対策計画

災害により住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理は、本計画の定めるところによる。

1 実施責任

町長は災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被災者に対して応急修理を実施するものとする。

なお、救助法が適用され知事の委任を受けた場合は、町長が実施するものとする。

2 実施の方法

(1) 避難所の設置

町長は、災害により住家が被害を受け居住の場所を失った者を受入保護するため、公共施設等を利用し、避難所を開設するものとする。

(2) 公営住宅等の入居斡旋

町長は、必要により被災者の一時的な住居の安定を図るため、公営住宅の空家がある場合には、被災者を公営住宅等へ入居させることができる。

ア 入居対象者

- (ア) 住宅が全壊、全焼又は流出した者であること。
- (イ) 居住する住家がない者であること。
- (ウ) 自らの資力では住宅を確保することができない者。

イ 入居期間

公営住宅等への入居期間等は、寿都町営住宅管理条例に規定によるものとする。

(3) 応急仮設住宅

ア 入居対象者

次の条件に該当していなければならない。

- (ア) 住宅が全壊、全焼又は流出した者であること。
- (イ) 居住する住家がない者であること。
- (ウ) 自らの資力では住宅を確保できない経済的弱者で、次に該当する者であること。

① 生活保護法の被保護者及び要保護者

② 特定の資産のない失業者、寡婦、母子世帯、老人、病弱者、身体障がい者、勤労者、小企業者等

イ 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、民生委員の意見を聴取し、被災者の資力、その他生活条件を十分に調査のうえ選定する。

ウ 応急仮設住宅の建設

原則として応急仮設住宅の設置は、北海道知事が行い、事前に北海道知事から委任を受けた場合は町長が行う。

エ 建設戸数

町長は北海道知事に設置戸数を要請する。

オ 規模、構造、存続期間及び費用

- (ア) 応急仮設住宅の標準規模は、一戸(室)につき29.7平方メートルを基準とする。構造は、原則として軽量鉄骨組立方式による5連戸以下の連続建て若しくは共同建てとし、その仕様は、「応急仮設住宅仕様基準」のとおりとする。但し、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建て又は木造住宅により実施する。

- (イ) 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事を完了した後、2年以内とする。ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる。

- (ウ) 費用は災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

カ 維持管理

北海道知事が設置した場合、その維持管理は、町長に委任される。

(4) 住宅の応急修理

町長は、必要により災害によって住家が半壊又は半焼した被災者の一時的な居住の安定を図るため、住宅の応急修理を実施するものとする。

ア 応急修理の対象者

- (ア) 住宅が半壊又は半焼し、当面日常生活を営むことができない者
- (イ) 自らの資力で応急修理ができない者
- (ウ) その他町長が特に必要と認めた者

イ 応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。

ウ 修理の範囲と費用

(7) 応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

(イ) 費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

(5) 災害公営住宅の整備

ア 整備基準

災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の1以上に達した場合に低所得罹災世帯のため国庫から補助(割当)を受けて整備し入居させるものとする。

(7) 地震、暴風雨、洪水、高潮その他異常な自然現象による災害の場合

- ① 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき
- ② 1市町村の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき
- ③ 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の1割以上のとき

(イ) 火災による場合

- ① 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき
- ② 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の1割以上のとき

イ 整備及び管理者

災害公営住宅は市町村が整備し、管理するものとする。但し北海道知事が北海道において整備する必要を認めるときは北海道が整備し、整備後は公営住宅法第46条の規定による事業主体の変更を行って町に譲渡し、管理は町が行うものとする。

ウ 整備管理等の基準

災害公営住宅の整備及びその管理はおおむね次の基準によるものとする。

(7) 入居者の条件

- ① 当該災害発生の日から3か年間は当該災害により住宅を滅失した世帯であること。
- ② 当該災害発生後3か年間は、月収268,000円以下で事業主体が条例で定める金額を超えない世帯であること。
- ③ 現に同居し又は同居しようとする親族がある世帯であること。
- ④ 現に住宅に困窮していることが明らかな世帯であること。

(イ) 構造

再度の被災を防止する構造とする。

(ウ) 整備年度

原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度とする。

(エ) 国庫補助

- ① 建設、買取りを行う場合標準建設、買取費等の2/3。但し激甚災害の場合は3/4とする。
- ② 借上げを行う場合共同施設等整備費の2/5とする。

3 資材の斡旋、調達

町長は、建築資材等の調達が困難な場合は、北海道に斡旋を依頼するものとする。

4 住宅の応急復旧活動

町は必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

5 平常時の規制の適用除外措置

町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所又は応急仮設住宅が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所又は応急仮設住宅に関し、スプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用の除外措置があることに留意する。

第21節 被災宅地安全対策計画

町の区域内において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という）を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し住民の安全を図るものとする。

1 危険度判定の実施の決定

町長は、災害の発生後に宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定したときは、危険度判定実施本部を設置するとともに、北海道知事に対し支援を要請する。

2 判定士の業務

判定士は次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- (1) 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し判定を行う。
- (2) 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
- (3) 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

【判定結果の標示方法】

区 分	表示方法
危 険 宅 地	赤のステッカーを表示する。
要 注 意 宅 地	黄のステッカーを表示する。
調 査 済 宅 地	青のステッカーを表示する。

3 危険度判定実施本部の業務

「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（以下「実施マニュアル」という）に基づき、危険度判定実施本部は次の業務を行う。

- ア 宅地に係る被害情報の収集
- イ 判定実施計画の作成
- ウ 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
- エ 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
- オ 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

4 事前準備

町は災害の発生に備え、北海道との連絡体制を整備するとともに、危険度判定に使用する資機材の備蓄に努める。

第22節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画

災害により行方不明になった者の捜索及び遺体の収容、処理、埋葬の実施については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任

行方不明者の捜索及び遺体の収容、処理、埋葬は、警察、消防機関、海上保安庁、自衛隊、あるいは民間団体等関係機関の協力を得て、町長が実施するものとする。

但し災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて町長が行うものとするが、遺体の処理のうち、洗浄等の処置及び検案については、北海道知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行うものとする。

2 行方不明者の捜索

(1) 捜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者。

(2) 捜索の実施

町長は、災害の規模、実情等を勘案して捜索班を編成し、警察署、消防機関、その他あらゆる関係団体の協力を得て、実情に応じた方法で行うものとする。

(3) 応援要請

町において被災し、行方不明者が流出等により他町村に漂着していると考えられる場合は、関係市町村に対し、次の事項を明示して捜索を要請する。

ア 行方不明者が漂着又は埋没していると思われる場所。

イ 行方不明者数及び氏名、性別、年齢、要望、特徴、着衣等

また、遺体が海上に漂流することが予想される場合は、第一管区海上保安本部に捜索を要請する。

3 遺体の処理

(1) 対象者

災害の際に死亡した者で災害による社会混乱のため、その遺族等が遺体の処理を行うことができない者。

(2) 処理の範囲

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理(日本赤十字社北海道支部)

イ 遺体の一時保存(町)

ウ 検案(日本赤十字社北海道支部)

エ 遺体見分(警察官、海上保安官)

(3) 処理の方法

ア 遺体を発見したときは、速やかに警察官の検分及び日本赤十字社北海道支部の検案を受け次により処理する。

(ア) 身元が判明しており、かつ、遺族等による引取人がある場合は、遺体を引き渡す。

(イ) 身元が判明しない場合、遺族等による身元確認が困難な場合、または引取人がいない場合は、遺体の洗浄、縫合、消毒、検案及び一時的な保存をすると同時に、遺体の特徴の記録及び所持品の保管を行う。

イ 遺体は到着順に収容し、遺品等を整理して納棺のうえ、その性別、推定年齢、遺品等を記録し、死体収容所に安置する。

ウ 遺体収容所は、町内の寺院、公共施設等遺体の収容に適切な場所とするが、適当な既存建物がない場合は、天幕等を設置して遺体の収容所とする。

4 遺体の埋葬

(1) 対象者

災害時の混乱の際に死亡した者で、災害のため親族等が埋葬を行うことが困難な場合、または遺族のいない遺体とする。

(2) 埋葬の方法

ア 町長は、遺体を土葬又は火葬に付し、又は、棺、骨つぼ等埋葬に必要な物資の支給及び火葬または納骨等の役務の提供を原則とする。

イ 事故による遺体は、警察署から引き継ぎを受けた後に火葬または土葬に付することとする。

ウ 身元不明の遺体は、警察署その他関係機関に連絡し、その調査にあたりとともに、調査期間が長期にわたる場合は、行旅死亡人として取扱遺体を仮に埋葬（土葬）することとする

5 広域火葬の調整等

町は、大規模災害等により、平常時に使用している火葬場の能力だけでは当該遺体の火葬を行うことが不可能になった場合、又は火葬場が被災して稼働できなくなった場合は、道に広域火葬の応援を要請する。

道は、市町村の応援要請及び把握した被災状況等に基づき広域火葬の実施が必要と判断した場合は、周辺市町村に協力を依頼するなど、広域火葬に係る調整を行う。

6 平常時の規制の適用除外措置

町及び墓地・納骨堂・火葬場の管理者は、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、埋葬及び火葬に関する各種証明・許可証が同一の市町村で発行されない場合等に対応し、厚生労働大臣が、その定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第5条及び第14条に規定する手続の特例を定めることができることに留意する。

7 費用及び機関

行方不明者の捜索、遺体の処理及び埋葬に係る費用及び期間は災害救助法の定めに基づいて行うものとする。

第23節 障害物除去計画

水害、山崩れ等の災害によって、道路、住居等又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して、被災者の保護を図る場合は、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

災害の規模、障害物の内容により、各管理者は相互に協力し、障害物の除去にあたるものとする。

(1) 道路、河川及び海岸に障害を及ぼしているものの除去

道路、河川及び海岸に障害を及ぼしているものの除去は、道路法、河川法及び海岸法に定めるそれぞれの管理者が行い、その他の障害物の除去については町長が行う。災害の規模及び障害の内容等により、各管理者は相互に協力し交通の確保を図るものとする。

なお、救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により行うものとする。

(2) 海上で障害を及ぼしているものの除去

海上で障害を及ぼしているものの除去は、「第7章第1節 海上災害対策計画」の

定めるところによる。

2 障害物除去の対象

災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えると予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めたとときに行うものとするが、その概要は次のとおりである。

- (1) 住民の生命財産等を保護するために速やかに障害の排除を必要とする場合
- (2) 障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合
- (3) 河川における障害物の除去は、河川の流れをよくし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合
- (4) その他公共的立場から除去を必要とする場合

3 障害物の除去の方法

- (1) 実施責任者は、自らの応急対策器具を用い、又は状況に応じ自衛隊及び土木業者の協力を得て速やかに障害物の除去を行うものとする。
- (2) 障害物除去の方法は、原状回復ではなく応急的な除去に限るものとする。

4 障害物の集積場所

除去した障害物の集積場所除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近の遊休地を利用し集積するものとする。

5 放置車両の除去

放置車両の除去については、「本章第7節 交通応急対策計画」の定めるところによる。

第24節 応急土木対策計画

災害時における公共土木施設及びその他土木施設(以下「土木施設」という。)の災害応急土木対策は、本計画に定めるところによる。

1 災害の原因及び被害種別

(1) 災害の原因

- ア 暴風、竜巻、洪水、地震その他の異常な自然現象
- イ 豪雨、豪雪、融雪、雪崩及び異常気象等による出水
- ウ 波浪
- エ 津波
- オ 山崩れ
- カ 地すべり
- キ 土石流
- ク がけ崩れ
- ケ 地震
- コ 火山噴火
- サ 落雷

(2) 被害種別

- ア 道路路体の地形地盤の変動及び崩壊
- イ 盛土及び切土法面の崩壊
- ウ 道路上の切土堆積
- エ トンネル、橋梁及び道路と一体となって効用を全うする附属施設の被害
- オ 河岸、堤防、護岸、水制、床止め及びその他施設の被害

- カ 河川、砂防えん堤、港湾及び漁港の埋塞
- キ 堤防、消波工、離岸堤、突堤及びその他海岸を防護する施設の被害
- ク ダム、溜池等えん堤の流失及び決壊
- ケ ダム貯水池の流木等の堆積
- コ 下水道管渠の蛇行、閉塞、亀裂及び処理場施設の被害
- サ 岸壁・物揚場の決壊
- シ 航路・泊地の埋没

2 実施責任者

災害時における土木施設の応急対策及び応急復旧等は、当該施設の管理者が実施する。

3 応急対策及び応急復旧対策

災害時における被害の発生を予防し、また、被害の拡大を防止するための施設の応急措置及び応急復旧対策は、次に定めるところによるものとする。

(1) 応急措置の準備

ア 所管の施設につき、予め防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実施するための資機材の備蓄及び調達方法等を定めておくものとする。

イ 災害の発生が、予想されるときは、逐次所管の施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移等を判断して、応急対策の万全を期するものとする。

(2) 応急措置の実施

所管の施設の防護のため、逐次補強等の防護措置を講じるとともに、状況により自己の能力で応急措置を実施することが困難と認められる場合、また、当該施設が災害を受けることにより、被害が拡大して、他の施設に重大な影響を与え、又は住民の民生の安定に重大な支障を与えることが予想される場合は関係機関等の協力を求めるものとする。

(3) 応急復旧

災害が終局したときは、速やかに現地の状況に即した方法により(2)に定めるところに準じ、応急復旧を実施するものとする。

4 関係機関等の協力

関係機関等は、法令及び防災業務計画並びに道計画に定めるところにより、それぞれ必要な応急措置を実施するとともに、当該施設の管理者が実施する応急措置等が、的確円滑に実施されるよう協力するものとする。

また、公共土木施設の管理者は、地域の関係団体や企業と連携を図ることにより、管理者が実施する応急措置等が的確円滑に実施されるよう協力体制の確立を図る。

第25節 応急飼料計画

災害に際し家畜飼料の応急対策については、本計画によるものとする。

1 実施責任者

災害時における家畜飼料の応急対策は、町長が実施するものとする。

2 実施の方法

町長は、被災農家の家畜飼料等の確保ができないときは、応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子の斡旋について、次の事項を明らかにした文書をもって総合振興局長を通じ道農政部長に応急飼料の斡旋を要請することができるものとし、道は必要に応じ農林水産省生産局に応急飼料の斡旋を要請するものとする。

- (1) 飼料(再播用飼料作物種子を含む)
 - ア 家畜の種類及び頭羽数
 - イ 飼料の種類及び数量(再播用種子については、種類、品質、数量)
 - ウ 購入予算額
 - エ 農家戸数等の参考となる事項
- (2) 転飼
 - ア 家畜の種類及び頭数
 - イ 転飼希望期間
 - ウ 管理方法(預託、附添等)
 - エ 転飼予算額
 - オ 農家戸数等の参考となる事項

第26節 労務供給計画

町及び関係機関は災害時における応急対策に必要なときは、次により一般労働者の供給を確保し、災害対策の円滑な推進を図るものとする。

1 実施責任者

町が実施する災害応急対策に必要な民間団体への協力要請及び労務者の雇用については、町長が行う。

2 民間団体への協力要請

(1) 動員の順序

災害時における労務要員の確保は、次の順序により行うものとする。

- ア 災害対策本部員又は消防団員
- イ 災害応急対策の協力団体員の動員要請
- ウ 近隣者、民間活動団体に対する協力要請
- エ 労務者の雇い上げ

(2) 動員の要請

災害対策本部の各部において奉仕団等の労力を必要とするときは、各部長は次の事項を明示して、総務対策部長に要請するものとする。要請を受けた同部長は、速やかに労務供給の全体を把握し、民間団体等への協力要請を行うものとする。

- ア 労務要員を必要とする理由
- イ 作業の内容
- ウ 従事する場所
- エ 作業予定期間
- オ 主要人員数
- カ 集合場所
- キ その他参考事項

(3) 住民組織の要請先及び活動

ア 住民組織の要請先

第3章第1節 組織計画の定めるところによる。

イ 住民組織の活動

住民組織の活動内容は、次のとおりとし、作業の種別により適宜協力を求める。

- (ア) 避難所等における被災者の世話
- (イ) 被災者への炊き出し

- (ウ) 救援物資の仕分け、配送
- (エ) 要配慮者の介護や移送
- (オ) 被災家屋の片付けの手伝い
- (カ) 子供の世話や遊び相手
- (キ) 被災者の親族等への安否情報の提供
- (ク) 応急仮設住宅への引越の手伝い
- (ケ) その他災害応急措置の応援

3 労務者の確保

活動要員等の人員が不足し、または特殊作業のため労働力が必要なときは、労務者を雇用するものとする。

(1) 労務者雇用の範囲

- ア 被災者の避難誘導
- イ 医療及び助産のための移送
- ウ 被災者の救出のため、機械器具資材の操作または後始末
- エ 救助物資の仕分け輸送及び配布
- オ 飲料水の供給及び機械器具の運搬、操作、浄水用薬品の配布等
- カ 行方不明者の捜索及び処理

(2) 労務者の雇用方法

- ア 町内建設業者に対し、労務者の提供を要請する。
- イ 新聞へのチラシ折込み及び広報車等による求人広告を行う。
- ウ 岩内公共職業安定所長に対し、次の事項を明らかにし求人申込をするものとする。
 - (ア) 職業別、所要労働者数
 - (イ) 作業場所及び作業内容
 - (ウ) 期間及び賃金等の労働条件
 - (エ) 宿泊施設等の状況
 - (オ) その他必要な事項

4 賃金及びその他の費用負担

- (1) 労務要員に対する賃金は、町内における同種の業務及び同程度の技能に係る賃金水準を上回るよう努めるものとする。
- (2) 救助法が適用された場合は、救助法の定めるところによる。

第27節 ヘリコプター活用計画

災害時におけるヘリコプター等の要請・活用については、本計画の定めるところによる。

1 基本方針

町内において大規模な災害が発生し、迅速・的確な応急対策を実施するために必要がある場合は、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」の定めに基づき、広域かつ機動的に活動できるヘリコプター等を活用するものとする。

2 実施責任者

消防防災ヘリコプターの出動要請は、町長が行うものとする。但し緊急の際で、町長が不在等の場合は本部長の職務代理者が行う。

3 実施方法

(1) 要請の要件

町長は、町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は、危機対策課防災航空室に対して消防防災ヘリコプターの応援を要請することができる。

- ア 町の消防力によっては応急対策が著しく困難な場合
- イ 災害が隣接する町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- ウ その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

(2) 要請の方法

応援要請は、北海道(危機対策課防災航空室)に対し電話により次に掲げる事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票」を提出する。

- ア 災害の種類
- イ 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- ウ 災害現場の気象状況
- エ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び災害現場への連絡方法
- オ 消防防災ヘリコプターが離着陸する場所及び地上支援体制
- カ 応援に要する資機材の品目及び数量
- キ その他必要な事項

4 活動内容

消防防災ヘリコプターの活動内容はおおむね次に掲げるところによる。

(1) 災害応急対策活動

- ア 被災状況調査などの情報収集活動
- イ 救援物資、人員、資機材等の搬送

(2) 救急・救助活動

- ア 傷病者、医師等の搬送
- イ 被災者の救助・救出

(3) 火災防衛活動

- ア 空中消火
- イ 消火資機材、人員等の搬送

(4) その他ヘリコプター等の活用が有効と認める場合

5 支援体制

(1) 離着陸場

原則として指定離着陸場を利用するが、災害の状況により離着陸場候補地を利用することとする。ただし、離着陸候補地についてはほとんどが避難所等となっているため、離着陸に際しては避難住民の安全に特に留意する。

6 安全対策

(1) 地上支援

離着陸の安全確保のため、地上支援要員や駐機スペースの確保を図る。

(2) 受け入れ体制

受け入れに当たっては、所要資機材、宿泊施設等の確保を図る。

第28節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

自衛隊の部隊等の派遣要請手続き及び派遣活動等に関する計画は、次に定めるところによる。

天災、地変その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要がある場合には知事及びその他の災害派遣要請権者は、自衛隊(指定部隊等の長)に対し自衛隊法第83条の規定により部隊等の災害派遣を要請することができる。

1 災害派遣要請基準

自衛隊の災害派遣要請は、人命または財産の保護のため必要があると認められる場合に行うものとし、その基準はおおむね次のとおりとする。

- (1) 人命救助のため応援を必要とするとき。
- (2) 水害、高潮、津波等の災害又は災害の発生が予想され、緊急の措置に応援を必要とするとき。
- (3) 大規模な災害が発生し、被害状況の把握が困難なとき又は応急措置のための応援を必要とするとき。
- (4) 救助救援物資の輸送のために応援を必要とするとき。
- (5) 主要道路の応急復旧に応援を必要とするとき。
- (6) 応急措置のための医療、防疫、給水及び通信支援などの応援を必要とするとき。

2 災害派遣要請の要領等

(1) 要請手続等

ア 派遣要請を依頼する場合は、次の事項を明らかにした文書をもって知事(後志総合振興局長)に要請を要求するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により依頼し、速やかに文書を提出するものとする。

- (ア) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (イ) 派遣を希望する期間
- (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (エ) 派遣部隊が展開できる場所
- (オ) 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

イ 町長は、人命の緊急救助に関し、後志総合振興局長に依頼するいとまがないとき、又は通信の途絶等により後志総合振興局長と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接指定部隊等の長に通知することができる。ただし、この場合、速やかに要請権者に連絡し、上記(1)の手続を行なうものとする。

(2) 派遣要請先

区分	担当部署	電話番号
後志総合振興局	地域政策部地域政策課防災	0136-23-1345
自衛隊	陸上自衛隊函館駐屯地 第28普通科連隊第3科	0138-51-9171 内線238

3 災害派遣部隊の受入体制

町長は、災害派遣部隊が円滑に活動できるよう担当者、連絡先を明確にするとともに、避難支援など大部隊の派遣を受ける場合に備え、多数の車両、施設等が展開できる場所を予め定めておくものとする。

(1) 受入準備の確立

ア 宿泊所、資機材等の保管場所の準備

派遣部隊の宿泊所及び車両、器材等の保管場所の準備その他受入れのために必要な措置をとる。

イ 連絡職員の指名

派遣部隊及び後志総合振興局との協議、決定、連絡のため町対策本部員から連絡職員を派遣し、連絡にあたらせる。

ウ 作業計画の準備

担当部班は、受入れのため次の事項に関し計画を立てて、派遣部隊の活動が速やかに開始されるよう必要な措置及び準備をするものとする。

- (ア) 応援を求める作業の内容
- (イ) 所要人員
- (ウ) 器材等の確保
- (エ) 派遣部隊の車両、器材等の保管場所等の準備
- (オ) 派遣部隊の滞在場所、指揮所

(2) 派遣部隊到着後の措置

ア 派遣部隊との作業計画等の措置

派遣部隊が到着したときは、目的地に誘導するとともに、責任者と応援作業計画等について協議し、調整のうえ必要な措置をとるものとする。

イ 後志総合振興局長への報告

統括部は、派遣部隊到着後及び必要に応じて、次の事項を後志総合振興局長に報告する。

- (ア) 派遣部隊の長の報告
- (イ) 隊員数
- (ウ) 到着日時
- (エ) 従事している作業内容及び進捗状況
- (オ) その他参考となる事項

4 経費の負担

(1) 次の費用は、町において負担するものとする。

- ア 資材費及び機器借上料
- イ 電話料及びその施設費
- ウ 電気料
- エ 水道料
- オ くみ取料

(2) その他必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議の上、定めるものとする。

(3) 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

5 派遣活動

災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 遭難者の搜索活動
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路の啓開
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
- (9) 炊飯及び給水
- (10) 物資の無償貸付又は譲与
- (11) 危険物の保安及び除去

(12) その他

6 自衛隊の自主災害派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがない場合は、自主的に部隊等を派遣する。

災害に対し、自衛隊が自主的に派遣を行う場合の基準は、次のとおりである。

- (1) 関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 後志総合振興局長が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- (3) 航空機・海難事故の発生等を探知した場合、又は近傍等での災害発生に際し、直ちに人命救助の措置をとる必要があると認められること。
- (4) その他上記に準じ、特に緊急を要し、後志総合振興局長の要請を待ついとまがないと認められること。

7 自衛隊との情報交換及び連携強化

自衛隊及び町・北海道・関係機関は、収集した情報を相互に提供するものとする。また、救援活動が適切かつ効率的に実施できるよう連絡調整に努める。

8 災害派遣時の権限

災害派遣時の自衛官の権限行使は、自衛隊法及び災対法並びにこれに基づく政令、総理府令及び訓令の規定による。知事等の要請により派遣された自衛隊は、警察官等職権を行う者がその場にはいない場合に限り、次の措置を行うことができる。

なお、職権を行う場合、指揮官の命令によるものとする。但し緊急を要し指揮官の命令を待ついとまがない場合にはこの限りではない。

- (1) 住民等の避難等の措置等(警察官職務執行法第4条)
- (2) 他人の土地等への立入(警察官職務執行法第6条第1項)
- (3) 警戒区域の設定等(災対法第63条第3項)
- (4) 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等(災対法第64条第8項)
- (5) 住民等への応急措置業務従事命令(災対法第65条第3項)
- (6) 自衛隊用緊急運行車両の通行の確保のための車両等の移動等の措置命令等(災対法第76条の3第3項)

9 撤収要請

町長は、災害派遣依頼の目的を達成したとき、またはその必要がなくなったときは、速やかに文書を持って後志総合振興局長に対し、撤収を依頼するものとする。ただし、文書による報告が日時を要するときは、口頭または電話で依頼し、その後速やかに文書を提出するものとする。

第29節 広域応援・受援計画

大規模災害が発生した場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援対策は、本計画の定めるところによる。

1 応援要請

(1) 北海道知事に対する応援要請

町長は、大規模災害が発生し、町単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、災対法第68条の規定に基づき後志総合振興局長に対し、次の事項を明らかにして応援を要請することができる。

- ア 災害の状況
- イ 応援を必要とする理由
- ウ 応援を希望する物資等の品名、数量
- エ 応援を必要とする場所・活動内容
- オ その他必要な事項

(2) 他の市町村長に対する応援の要請

ア 町長は、大規模災害が発生し、町単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施に必要がある場合は、災対法第67条の規定に基づき、他の市町村長に対し応援を求めるものとする。

イ 町は、「北海道広域消防相互応援協定」「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」等に基づき、災害発生時は速やかに応援要請をするものとする。

(3) 他の消防機関に対する応援の要請

ア 大規模災害が発生し、被災地域の消防機関単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき他の消防機関に応援を要請する。

イ 消防機関は、緊急消防援助隊を充実強化するとともに実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする

2 応援受入体制の確立

町長は、他の市町村等の応援が円滑に行なわれるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、災害時に作業が効率的に行えるよう、作業内容、作業場所、宿泊施設、その他必要な受入体制を確立しておく。

第30節 職員応援派遣計画

大規模災害が発生した場合における指定地方行政機関及び指定公共機関の職員の派遣要請または北海道知事に対する派遣の斡旋要請に関する計画は、次に定めるところによる。

1 指定地方行政機関の長等に対する応援要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があるときは、災対法第29条の規定により指定地方行政機関等の長に対し職員の派遣を要請するものとする。

また町長は、災対法第30条の規定により知事に対し、指定地方行政機関等の職員の派遣の斡旋を求めるものとする。

2 要請手続等

(1) 町長は、災害対策基本法施行令第15条の規定により、指定地方行政機関の職員の派遣を要請しようとするときは、次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。

ア 派遣を要請する理由

イ 派遣を要請する職員の職種別人員数

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ 前各号に掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項

(2) 町長は、災害対策基本法施行令第16条の規定により、職員の派遣の斡旋を求めようとするときは、次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。なお、国の職員の派遣斡旋のみでなく地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含むものである。

ア 派遣の斡旋を求める理由

イ 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣の斡旋についての必要な事項

3 派遣職員の身分取扱

(1) 派遣職員の身分取扱は、原則として職員派遣側(以下「派遣側」という。)及び職員派遣受入側(以下「受入側」という。)の双方の身分を有するものとし、従って双方の法令・条例及び規則(以下「関係規定」という。)の適用があるものとする。

但し、双方の関係規定に矛盾が生じた場合には、双方協議のうえ決定する。

(2) 派遣職員の給料等の双方の負担区分は、指定行政機関及び指定地方行政機関の職員については、災対法第32条第2項及び同法施行令第18条の規定により、又地方公共団体の職員については地方自治法第252条の17の設定によるものとする。

(3) 派遣職員の分限及び懲戒は派遣側が行うものとする。但し地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議のうえ決定するものとする。

(4) 派遣職員の服務は派遣受入側の規定を適用するものとする。

(5) 受入側は、災害派遣職員に対し災害派遣手当を支給することができる。

4 受入体制

「本章第28節 広域応援計画」に準じるものをする。

第31節 防災ボランティアとの連携計画

災害時における奉仕団及び各種ボランティア団体・NPOとの連携は、本計画の定めるところによる。

1 ボランティア団体等の協力

町長は、奉仕団又は各種ボランティア団体等からの協力の申入れ等により、災害応急対策の実施について労務の協力を受ける。

2 ボランティアの受入れ

町長は、防災ボランティア活動指針に基づいて相互に協力し、ボランティアに対する

被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ、調整等その受入れ体制を確保するよう努める。

また町長は、ボランティアの受入れに当たって、高齢者介護や、外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

なお、災害時におけるボランティアによる防災活動の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努めるものとする。

3 ボランティア団体・NPO等の活動

ボランティア団体等に依頼する活動の内容は、主として次のとおりとする。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- (2) 炊出し、その他の災害救助活動
- (3) 高齢者、障がい者等の介護、看護補助
- (4) 清掃及び防疫
- (5) 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- (6) 被災建築物の応急危険度判定
- (7) 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (8) 災害応急対策事務の補助

4 ボランティア活動の環境整備

町は、日本赤十字社北海道支部、社会福祉協議会及びボランティア団体・NPO等との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

(1) ボランティア活動の管理・統計

ア 統括部は、各部と緊密に連絡をとり、あらかじめボランティアの支援による活動内容の緊急度、優先度等について把握しておくものとする。

イ 活動内容、場所、人数、機関、必要精度等に応じてボランティアの派遣先を決定、指示し、活動中の食事、宿泊先の確保、活動地への誘導、連絡等を行うものとする。

ウ 派遣後は、その活動状況を把握し、総括部へ報告するものとする。

エ 活動が終了したときは、次の事項を明らかにした報告書を総括部へ提出するものとする。

- (ア) 派遣先と活動内容
- (イ) 活動人員と期間
- (ウ) 活動の効果
- (エ) その他今後の参考となる事項

(2) ボランティア活動への支援

町長は、ボランティア活動が円滑に行われるよう、次の事項を行うものとする。

- ア 活動拠点となる施設の提供
- イ ボランティア保険の加入
- ウ 公共施設の宿泊場所としての提供等
- エ 民宿等宿泊所の斡旋
- オ その他活動の環境整備で必要な事項

第32節 災害義援金募集(配分)計画

災害による被災者を救護するための災害義援金の募集及び配分は本計画の定めるところによる。

1 義援物資及び義援金の受付

(1) 災害による被災者を救護するため災害義援物資及び義援金の募集を必要とするときは、北海道災害対策本部、日本赤十字社北海道支部及びその他報道機関等を通じ、次の事項を公表する。

ア 送付先

イ 受け入れを希望する物資及び希望しない物資のリスト

ウ 募集機関

2 義援物資及び義援金の受け入れ・保管

(1) 一般からの受入窓口（町、社会福祉協議会、日本赤十字社寿都町分区）を開設する。

(2) 受入要員を確保する。

(3) 輸送、保管に適した義援物資はあらかじめ定める一時保管場所に保管する。

(4) 郵便小包により義援物資が集中した場合には、協定に基づき、町内各郵便局での保管・整理を要請する。

(5) 義援金については、寄託者へ受領証を発行する。

3 義援物資及び義援金の配分

(1) 義援物資は、町の調達物資、応援要請物資等と調整し、効果的な配分を行う。配分に当たっては、要配慮者に十分配慮する。

(2) 義援金は、配分基準と定め配分する。

第33節 災害応急金融計画

災害による被害の応急復旧及び被災者の速やかな立ち直りを期すため、北海道地域防災計画における「5章第33節 災害応急金融計画」に基づく応急金融制度及び「被災者生活再建支援法」に基づく支援の活用を図るものとする。

第34節 災害救助法の適用と実施

災害救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動は本計画の定めるところによる。

1 実施体制

救助法による救助の実施は、知事が行う。

但し、市町村長は知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は、自らの判断責任において実施する。

2 救助法の適用基準

救助法による救助は、次に掲げる程度の災害が発生した市町村の区域において、当該災害にかかり現に救助を必要とする者に対して行う。

【救助法の適用基準】

適用基準	被害区分 町の人口	町単独の場合	相当広範囲な場合 (全道2,500帯以上)	被害が全道にわたり、12,000世帯以上の住家が滅失した場合
		住家滅失世帯数	住家滅失世帯数	
	5,000人未満	30	15	市町村の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき。
摘要	<p>1 住家被害の判定基準</p> <p>(1) 滅失：全壊、全焼、流失 住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失又は流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のものである。</p> <p>(2) 半壊、半焼：2世帯で滅失1世帯に換算 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のものである。具体的には損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の20～70%のものである。又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上50%未満のものである。</p> <p>(3) 床上浸水：3世帯で滅失1世帯に換算 床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの</p> <p>2 世帯の判定</p> <p>(1) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。</p> <p>(2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。</p>			

3 救助法の適用手続き

- (1) 町長は、町における災害が救助法の適用基準の何れかに該当し、又は該当するおそれがある場合には、直ちにその旨を後志総合振興局長に報告しなければならない。
- (2) 災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、町長は救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに後志総合振興局長に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

4 救助の実施と種類

知事は、救助法適用市町村に対し、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施するものとする。

なお、知事は、市町村長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について市町村長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。

【救助の種類実施期間実施者区分】

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	町
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工	対象者、対象箇所の選定は町 設置は北海道(ただし委任されたときは町)
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	町
飲料水の供給	7日以内	町
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	町
医療	14日以内	北海道・日赤道支部(但し、委任されたときは町)

助産	分娩の日から7日以内	北海道・日赤道支部（但し、委任されたときは町）
災害にかかった者の救出	3日以内	町
住宅の応急修理	1か月以内	町
学用品の給与	教科書等 1か月以内 文房具等 15日以内	町
埋葬	10日以内	町
遺体の捜索	10日以内	町
遺体の処理	10日以内	町
障害物の除去	10日以内	町

（注）期間については、すべて災害発生の日から起算することとし、内閣総理大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

5 救助に必要とする措置

知事は、救助を行うため必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の収用、立入検査等をその緊急の限度においてそれぞれ救助法及び同施行令、規則ならびに細則の定めにより公用令書その他所定の定めにより実施するものとし、同法第23条の2、第23条の3により行う指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が公用令書等によって行う職務について相互に協力をしなければならない。

6 災対法と救助法の関連

災対法の定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助事務の取扱いについては、救助法の適用時期等によりその責任を明らかにしなければならない。

